

## 関市中心市街地活性化エリア計画策定業務 プロポーザル審査要領

### 1 目的

この要領は、関市（以下、「本市」という。）が実施する「関市中心市街地活性化エリア計画策定業務」（以下、「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行うプロポーザル審査について、必要な事項を定めるものである。

### 2 審査方法

(1) 審査は、本市が別に設置する「関市中心市街地活性化エリア計画策定業務に伴う委託先審査委員会」（以下、「委員会」という。）において、プロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）から提出された「プロポーザル実施要領」に定める提出書類（以下、「提出書類」という。）及びプレゼンテーションを踏まえ、資料2「提案書等評価基準」に基づき審査する。

委員会の委員は、提出書類及びプレゼンテーションに基づき、評価項目ごとに評価及び採点を行う。

なお、参加者が1者のみであった場合においても、本プロポーザルは成立するものとするが、委員会において審査を実施し、本業務の受託候補者として相応しいか否かを評価する。

(2) 評価点数の満点は100点とし、各委員が付した点数を参加者ごとに合計し、合計500点満点とする。

過去5年間の類似事業の主な受注等の実績がある場合は、合計得点に10点加算するものとする。

総得点が最も高かった者を受託候補者として選定する。

なお、総得点が同点の場合には、委員ごとの合計点の上位3者までに1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点の順位点を加えることとし、順位点を加えた総得点の高い者を上位者とする。順位点を加えた総得点が高数の場合には、委員において合議の上、順位を決定するものとする。

(3) プレゼンテーションは、次のとおり行う。

ア 当日の出席者は、説明者及び質問への対応者を含む合計4名以内とする。

イ 提出した提出書類とは別の資料等を新たに提出することは認めない。ただし、プレゼンテーションで使用するパワーポイント画面のコピー資料は除く。

ウ プレゼンテーションにパワーポイントを使用する場合は、使用するデータを保存したパソコンを持参すること。

スクリーン（80インチまたは100インチ）、プロジェクター、ケーブル（D-sub 15pin 10m/HDMI 3m）は本市で用意する。

エ プレゼンテーションは非公開で行う。

オ プレゼンテーションの順番は、提出書類の受付が最も遅かった者から順とする。

カ プレゼンテーションは、1者当たり25分（説明15分、質疑応答10分）とする。

キ プレゼンテーションの開催日等の詳細は、プレゼンテーション参加者が確定後、改めて文書にて通知する。

### 3 受託候補者の決定

- (1) 本市は、委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。受託候補者との委託契約締結に当たっては、提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、本市と受託候補者とが提案内容に沿って契約内容について協議及び調整を行った上で、双方合意に基づき随意契約を締結することとする。
- (2) 審査結果は、受託候補者が決定した後、速やかに参加者全員に対して書面により通知すると共に、本市ホームページ上にて公表する。  
また、審査結果の公表に当たっては、受託候補者の名称及び合計点数を公表し、受託候補者以外は匿名として点数のみを公表する。公表時期は令和6年6月下旬を予定している。
- (3) 審査結果に関する講評は公表しない。
- (4) 審査の過程及び講評に関する問い合わせには一切答えない。
- (5) 審査結果に対する異議は認めない。
- (6) 第1順位の受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者と契約交渉を行うこととする。